

淀川水系流域委員会 第 23 回委員会（2003.7.12 開催）結果概要

03.8.22 庶務作成

開催日時：2003 年 7 月 12 日（土） 13：35～16：55

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海 1～3

参加者数：委員 34 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 207 名

1 決定事項

- ・河川管理者より要請のあった対話集会のテーマおよびファシリテーターの推薦の件について、どのように回答するか、運営会議に一任する。

2 審議の概要

第 22 回委員会以降の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

説明資料（第 2 稿）の検討についてテーマ別部会での議論をもとにした意見交換

テーマ別部会長より、資料 2-1、2-2 をもとに各テーマ別部会からの報告がなされた。最初に、環境・利用部会および住民参加部会から議論内容が報告された後、意見交換が行われ、次に休憩を挟み、治水部会および利水部会も同様に報告後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

河川管理者からの要請に対する回答について（対話集会およびファシリテーター）

庶務より、資料 4「河川管理者からの要請に対する回答について」を用いて本回答作成までの経緯や内容について説明が行われた後、委員長および委員長代理より、「1 決定事項」の提案が行われ、了承された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」を参照。

河川管理者から配付資料について

具体的な整備内容シート（第 2 稿）と参考資料 2-1「河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する自治体への説明・意見収集状況：河川管理者からの提供資料」について、資料の読み方や位置付けについて説明が行われた。

3 主な意見

説明資料（第 2 稿）の検討についてテーマ別部会での議論をもとにした意見交換

テーマ別部会長より、資料 2-1、2-2 をもとに各テーマ別部会からの報告がなされた。最初に、環境・利用部会および住民参加部会から議論内容が報告された後、意見交換が行われ、次に休憩を挟み、治水部会および利水部会も同様に報告後、意見交換が行われた。

- 住民参加部会からの報告に関する主な意見交換

< 社会的合意について >

- ・ 委員会、関係住民、自治体の合意をもって社会的合意が得られ、客観的に認められたとするという河川管理者の考え方について、委員会としてこれでいいのか、確認しておきたい。また、住民対話集会で対立した意見が流域委員会で合意を見た場合、それは社会的合意が得られたということになるのか、河川管理者にお聞きしたい。
 - どういう状況が社会的合意なのか、現段階では明確にはなっていない。というよりも、社会的合意のラインは引けないのではないかと考えている。とにかく今は、地域住民、自治体、流域委員会と様々な議論を積み重ねていこうと考えている。
(河川管理者)
 - 100%の完全な合意はあり得ないことを前提にすべきだ。さまざまな意見の中で、どの意見が重要なのかを判断する能力を河川管理者は身につける必要があるだろう。また、合意を見なかった場合に粘り強く対話を続けることも大事だ。
 - 対象とする問題によって合意の仕方は変わってくるため、今の段階で社会的合意は何か、対立した場合にどうするか、は決められないのではないかと。
 - 参考資料 1 に、川上ダムの地元が翻弄されながらダムを受け入れてきた経緯について意見が寄せられている(382-1)。このような意見は、住民参加や意見聴取を考える際にとても重要になってくるので、国土交通省も計画責任者として、このような資料を自ら提出して頂きたい。
- ・ 関係者が合議して合意文書が結ばれたとしても、それだけで合意が完了したとは考えないで頂きたい。表面には出てきていない意見も多くあるので、より幅広く、柔軟性を持って合意形成に取り組んで頂きたい。

○ 環境利用部会からの報告に関する主な意見交換

< 整備の目標、マスタープランについて >

- ・ 河川管理者としては、説明資料(第 2 稿)の第 4 章で、河川環境整備の目標や考え方を示したつもりだ。環境利用部会が必要だとしている、具体的な内容を示した基本的な考え方(マスタープラン)とはどのようなものか。また、30 年後のマスタープランを作成するということは、最初から確定的な計画をつくるのではなく、モニタリングとフィードバックを行いながら順応的にやっていくというこれからの河川整備の考え方と矛盾していないか。(河川管理者)
 - 2、30 年後の河川環境の目標像とそこまでにどのようにもっていくのか、という計画書的なイメージが必要だと考えている。
 - 説明資料(第 2 稿)では、家棟川や淀川の豊里地区等の個別の箇所のモニタリングが記載されているだけだ。こういったピンポイントの保全で、水系全体の生態系を回復できるのかを危惧している。マスタープランとして、淀川水系全体でのモニタリングの方向性を示して欲しい。
 - 瀬戸内海環境保全基本計画や、ドイツやアメリカでの河川流域におけるマスター

プランを参考にして、環境利用部会から具体的に提言したいと思っている。

→河川管理者に注文するだけではなく、委員会がマスタープランの具体的な中身を提案していかなければ議論が深まらない。

→30年先のビジョンやマスタープランを考えるときには、30年前から現在まで続いている拡大路線の延長線上で整備計画をつくるのか、それともそこから抜け出すのかがわかるマスタープランとする必要がある。

→環境利用部会でマスタープランについて議論を深めて、具体的に意見を出して頂きたい。（委員長）

○治水部会からの報告に関する主な意見交換

・第2稿には水源地の森林の貯水効果に関する記述がない。森林の洪水時の貯水能力については意見が分かれているが、やはり、これを評価して、整備計画に反映して頂きたい。

→100年の計で考えるべき問題が環境にはある。森林もその一つ。特に森林土壌は現在も劣悪な状態にある。国土保全、土砂流出防止等の様々な観点から、森林保全に取り組むべきだ。

→森林の保全については賛成だが、整備計画が主に対象としている大雨に対しては、森林によって洪水を制御できるような貯留効果はないと考えている。

・第2稿では、整備の優先度をどう考えるかについて触れられていない。整備の優先度については、予想される被害の程度に応じて、地域住民の方々にも良く理解してもらいながら検討していくのが、あるべき姿だと思っている。

・流域委員会では、大規模な貯留施設や地下河川についての議論があまりできていない。今後、経済的なバランス面からも検討していくべきだ。

○利水部会からの報告に関する主な意見交換

・河川管理者は許可水利権に対して、どのような法的根拠によって料金を設定しているのか。また、水の使用量に応じて料金が幾何級数的に高くなっていくといった経済的な手法によって、許可水利権における節水が可能なのかどうか、お聞きしたい。

→河川管理者のエンドユーザーである水道事業者に対する料金体系は、逡増になっている。また、利水占有料については、各自治体が条例によって設定している。（河川管理者）

・利水や治水の整備のレベルを既往最大規模の渇水や洪水の解消を目標として進めて、本当に流域対応が育っていくのか疑問に思っている。ソフトによる対策を育てるためには、一生の間に2、3回程度の渇水や洪水を経験する必要があるのではないか。

→数十年に一度の洪水や渇水を受容できる地域をつくっていくという考え方は賛成だ。あえてそれを社会として選択するかどうかということが問題だが、危険や不便を地域社会として合意して受け入れていくというのは河川法の本質であったし、

地球規模の問題にも関わってくることなので、この問題を意識して整備計画を作成頂きたい。

- ・ダムや堰を一切操作しない場合の淀川水系全体の水資源の実力がどれくらいのものなのか、検討して頂きたい。

河川管理者からの要請に対する回答について（対話集会およびファシリテーター）

庶務より、資料 4「河川管理者からの要請に対する回答について」を用いて本回答作成までの経緯や内容について説明が行われた後、委員長および委員長代理より、「1 決定事項」の提案が行われ、了承された。その際に出された主な意見は次の通り。

- ・ファシリテーターの役割はあくまでも議論の進行役と論点整理にある。リストに挙げられている名前を見る限りでは、検討会の委員の中でファシリテーターに対する共通認識ができていないのではないかと心配している。
- ・河川管理者は、住民意見の聴取反映に関する流域委員会の提言を参考にして、説明資料の住民への説明会を実施しているが、その中で気が付いたことや不備だった点等を流域委員会にフィードバックして頂きたい。
- ・ファシリテーターは 1 人ではなく、利水、河川敷、ダム等の分野によって複数のファシリテーターが必要だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、以下の発言があった。

- ・大津放水路の 2 期区間の整備について、説明資料(第 2 稿)には記述されていない。大津市では、放水路の完成に合わせて様々な河川整備を進めていく必要があり、堤防のない地域では、大津放水路が完成してはじめて安心できる。大津放水路の全区間の整備を強く要請したい。
- ・河川管理者には、銀橋を開削した場合の下流への影響や状況の変化に関するデータを委員会に提出して頂きたい。開削も検討の 1 つの可能性として、説明資料には記述されているが、具体的な検討がないまま、余野川ダムの計画が進んでしまうのではないかと懸念している。
- ・これまでの河川管理者の説明を聴いている限りでは、河川管理者が流域委員会の提言をきちんと理解しているとは思えず、とても不安だ。流域委員会終了後も検討を続けるための仕組みが必要だ。

また、滋賀県より、冊子『頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方』に関して「氏名が明記されていないので、誰の意見なのかわからない。また、県の代表であり、河川管理者でもある知事の質問に対しては相応の対応をして欲しい」との意見が述べられ、委員長より「対応については運営会議で検討させて頂きたい」との趣旨の返答があった。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。